

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年7月1日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

## 高浜市専決第6号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月11日

高浜市長 杉浦康憲

### 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市立幼稚園において発生した事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

(1) 損害賠償の額 7,700円

(2) 相手方 市内在住者

(3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和8年4月15日（水）  
午前9時50分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市立幼稚園

ウ 事故の状況

保育室内において、自主遊び中に走り出した当該児童が、椅子に足を取られ転倒し、着用していた眼鏡の右レンズが外れ、紛失した。

(4) 和解の内容

ア 過失割合は、市100%とする。

イ 市が負担する損害賠償の債務の額は、7,700円とする。

ウ 市が相手方に対して7,700円を支払う。

エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。